

令和3年度 国立大学法人宮城教育大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

[1] 東北地域における「広域拠点型大学」として教員養成の機能を充実させるため、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを再点検し、入試等改革、カリキュラム改革、教育実践力強化のための実習機能の充実、大学院課程の改革を行い、教科の指導力をはじめとする高い実践的指導力を備えた教員、東北地区の中で防災教育・復興教育等の教育課題の解決や教育格差の縮減に貢献できる教員を養成し、卒業者に占める教員就職率（臨時的任用を含む）75%を確保する。

- ・[1]-① 令和4年度学部改革案を完成させ、学部の新たな3ポリシーを公表するとともに、令和4年度入試に向けて新たに設計された入試制度において、制度の趣旨を生かした学力検査等の評価方法を決定する。
- ・[1]-② 学校推薦型選抜①において2段階選抜をやめて1段階選抜に移行した効果の検証として、入学後に実施する新入生アンケート、12月頃実施する1年次アンケートの結果について他の選抜方法で入学した学生との比較を行う。
- ・[1]-③ 前年度と同様に、就職担当教員との情報共有を引き続き行う。また、キャリアサポートセンターの利用者増を図り、教員志望者に対して早期の二次試験対策を強化する。

◎学士課程

[2-1] 子供たちの学ぶ意欲を喚起する学習や生活について、カリキュラム委員会と目標・評価室との連携の下に、能動的学習の在り方を見直す。そこで、義務教育9年間の学びの中で適切に指導することができる力を、理論と実践の往還により学部4年間の教育課程の中で体系的に養い、異校種の教員免許をもって卒業・修了する学生の割合を9割で維持する。

- ・[2-1]-① 前年度に引き続き、効果的な能動的学習の在り方を検討し、学部改組後のカリキュラムにおいてもアクティブ・ラーニング形式の授業を実践できる学生の育成を図る。また、施設改修や新たな教員配置等に合わせて、ハード面及びソフト面において能動的な学習環境を整備する。
- ・[2-1]-② 幼児教育、初等教育、中等教育の発達段階に応じた情報活用能力の指導内容体系表を作成し、アップデート授業実践への還元を行う。
- ・[2-1]-③ カリキュラム専門委員会が中心となり、本学を取り巻く状況や課題に対応した教育課程編成案を完成させる。
- ・[2-1]-④ 授業評価アンケートで集計・分析したデータについて点検・評価室及びカリキュラム専門委員会でも共有し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った教育課程の編成及び令和4年度の教育課程改革に資する。
- ・[2-1]-⑤ CAP制の緩和措置対象等の推移にかかる調査を継続するとともに、カリキュラム専門委員会が中心となり、本学を取り巻く状況や課題に対応した教育課程編成案を完成させる。

[2-2] 理論と実践のより効率的な往還を目指して、教育実習の内容を「教育実践体験演習」「教育実践研究 A、B」とリンクさせるなどの改善を平成 30 年度までに行う。

- ・ [2-2] 前年度に引き続き、学部改革実施 WG の報告書において提案された「教育体験初年次演習 I・II」について、他の教育実習関連科目及びふるさとインターンシップ等も含めて、具体的な授業構成案を完成させる。コロナ禍では、その実施の際の状況に応じた対策が必要となるため、取組の有効性が維持できるよう検討し対応する。

[2-3] 「学び続ける教員（イノベーティブ・ティーチャー）」の土台づくりとして幅広い教養と教科の専門性を基に、教育をめぐる諸事情を多面的、多角的に理解させる「現代的課題科目群」の履修を通して、教育の質を向上させる。

- ・ [2-3] 令和 4 年度のカリキュラム専門委員会が中心となり学部改革案を策定し、その中で、「現代的課題科目群」の後継となる新たな科目の位置づけについても検討を進め、教育課程編成案を完成させる。

[2-4] 学校安全・防災に関わる教育の機会を充実させ、平成 29 年度までにマイスター（仮称。既存の民間防災資格取得に必要な学修を踏まえて学校安全・防災教育の推進に必要な学修を体系化するとともに、体験的活動を含む学習は公開講座等で補充し、修了した学生には学校での防災教育・防災管理における有力な指導者としての力量を備えている者として認定予定。）を設定し可視化するとともに、安全教育、安全管理、組織活動に関する実践的指導力を涵養する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ [2-4] 学校防災安全マイスターの初級・中級・上級の制度を完成させ、学生への周知をおこなうとともに、諸条件を整備し、防災教育における授業や課外活動の充実、それらへの参加者増を図る。

[2-5] 「理工系人材育成戦略」として、小中一貫教育を視野に小学校教員を目指す初等教育教員養成課程の全学生に、本学の特色でもある理科実験観察を必修科目として課し、常に改善を行いながら初等中等教育における創造性・探究性を育成する。

- ・ [2-5] カリキュラム専門委員会が中心となり、本学を取り巻く状況や課題に対応した教育課程編成案を完成させる。改組後の教育課程においても、本学の特色でもある理科実験観察を必修科目とすることにより、初等中等教育における創造性・探究性を育成する。

[2-6] 保育に関わるカリキュラムの改革を行うことにより、就学前教育・保育を充実させ、新たな仕組みに対応するとともに、初等教育との接続を担う人材育成を行う。

- ・ [2-6] 「幼年期教育創生コース」設置の趣旨に沿ったカリキュラムや指導体制を構築し、学部改革案を完成させる。

[2-7] インクルーシブ教育構築に向けて、全ての学生が特別支援教育（全 5 領域）に関する認識を深められるよう学習プログラムを充実するとともに、特別支援学校教員免許状を取得する学生数を 10%増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ [2-7] 学部改革後においても、東北・北海道地区の国立大学で唯一全しょうがい 5 領

域全ての免許が取得できるという本学の強みを維持するよう、カリキュラム専門委員会が中心となり、学部改革案を完成させる。

[3] 入試等改革及び就職指導の体系的計画的実施により、卒業者に占める教員就職率（臨時的任用を含む）について 75%を確保し、卒業者に占める学校、教育福祉関係機関（保育所、民間教育産業、社会教育施設）の就職者の割合について、80%を確保する。また、第3期中期目標期間中に、本学学部卒業生・大学院課程修了者が宮城県小中学校教頭職の35%となるようにし、教育委員会と連携してスクールリーダーの養成に努め、管理職として課題が山積している教育現場に貢献する。

- ・ [3]-① 1年次の就職面談及びふるさとインターンシップ、2年次のキャリア形成研修及び就職面談並びに3年次及び4年次の就職研修を引き続き行う。
また、教員志望状況の把握に努め教員及び教育福祉関係職員の魅力を学生に伝えるなどにより、教員受験者及び教育福祉関係職員受験者の増加を図る。
- ・ [3]-② 入試制度改変の大きな目的となっている教員志向性の高い学生を確実に入学させ、4年間の大学生活で教員志望を確実なものとし、4年後の教員採用率の向上につなげる。

[4] ICT活用や学力格差の問題解決に向けた大学の研究を教職大学院学生と協働で取り組むなどの活動、「学び続ける教員（イノベティブ・ティーチャー）」の土台づくりとしての学部教育の質の向上、大学院課程における教科指導と教育経営に関する包括的な学修の充実により、学び続ける教員の育成と支援を行う。

- ・ [4] 学部生及び教職大学院生が ICT 教育、データサイエンスを体得し、教員採用となった際に即授業構成が図られるような教育を推進していく。また、情報教育推進室において、本学学生及び地域の学校向けに情報活用能力伸長を目的とした研修会を開催する。

◎大学院課程

教育課題を解決するために教科の専門性を基にした実践的指導力を身につけるため、特に東日本大震災以後著しくなった学力の低下という教育実践現場での課題の解決を目指し、教科専門と教科教育を融合した学修の充実に向け、以下について実施する。

[5-1] 「学び続ける教員（イノベティブ・ティーチャー）」の支援を強化し教科指導力を高めるため、平成29年度までに修士課程と教職大学院の入学定員の配分を見直す。

- ・ [5-1] 今年度より修士課程が廃止となり、教職大学院への統合がなされ募集定員が増加となったため、教職大学院の募集定員を満たすことを目指し内部進学者の確保を図る。

[5-2] 宮城県においては、教職大学院及び修士課程に進学予定又は在籍中の者が教員採用試験に合格した場合、修了までに採用候補者名簿への登載が猶予されることになったことを受け、1年次から教職大学院進路・就職指導部会の指導を活発化させることにより、第3期中期目標期間中の教職大学院修了者（現職教員を除く）の教員就職率を100%で維持し、修士課程修了者（現職教員を除く）の教員就職率は80%を確保する。

- ・ [5-2]-① 学部学生と同様の教員採用試験対策を引き続き行う。
- ・ [5-2]-② 引き続き、個々の学生の状況を教職大学院の教員で共有しながら、ユニット指導で教員就職に向けた助言を行うとともに、新たに設置される東北学校教育

共創機構において教員就職の支援を行う。

[5-3] 広域拠点型大学として教員養成に係る先導的な役割を果たすため、平成 30 年度までに、東北地区各県の教育委員会や独立行政法人教員研修センター等外部機関と協働して、教育経営に係るスクールリーダー養成を目的とした教職大学院のモデルカリキュラム（プロトタイプ）を開発する。

- ・ [5-3] 実習を含めたスクールリーダーやミドルスクールリーダー候補として求められる資質・能力の育成のためのカリキュラムが有効に機能するよう、学生指導を行うとともに、実習等の効果の検証を行い、改善の為の検討を行う。

[5-4] 「学び続ける教員（イノベーティブ・ティーチャー）」としての資質を涵養するため、学生の実践的な学修の支援を目的として附属学校に設置した「キャリア育成オフィス」を活用し、授業研究を附属学校教員とともに行うモデルカリキュラムを平成 30 年度までに開発する。さらに、教育委員会の協力を得て平成 33 年までに附属学校以外の公立・私立学校と連携したカリキュラムへと発展させる。

- ・ [5-4] 教職大学院の実習が効果及び実現性の高いものとなるよう、学校教育創造・研修校と連絡を取り合いながら実施するとともに、実習実施後の効果を検証し、改善を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

[6-1] 学術研究の発展に加えて、社会の変化や教育現場の課題に即応した先導的な教育を実施するため、教員公募の在り方については、平成 29 年度までに幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校での教員としての経験を加味する体制を策定する。また、専ら研究者として活動してきた者を本学教員として採用する場合には、一定の期間、附属学校等での研修を義務付ける。第 3 期中期目標期間中の教員新規採用者のうち教職経験者の割合を平均 30%で維持し、教職経験のある専任教員を 20%以上確保する。また、第 3 期中期目標期間末までに、学校現場での授業実施や児童・生徒を直接指導した経験を有する教員を全教員の 90%以上とする。

- ・ [6-1] 前年度に引き続き、本学が取り組む教育研究組織等の改革の動向を踏まえつつ、中期目標で掲げる数値目標を達成できるよう、引き続き効果的な公募及び教員研修の在り方を検討・実施する。

[6-2] 教員を目指す学生が不安なく教職の現場に入れるよう、教職経験のある特任教員のきめ細かな指導体制を充実させるため、全特任教員のうち教職経験者の割合を 60%で維持する。

- ・ [6-2] 教職経験のある特任教員のきめ細かな指導体制を充実させるため、全特任教員のうち教職経験者の割合を 60%で維持することを念頭に、人件費の効率化及び採用計画の徹底を図る。

[6-3] 学校現場での教育経験を持つ教員と専ら研究者として活動してきた教員が共同で行う授業について、学部学生が毎年受講するよう平成 30 年度までに教育内容を見直し、理論と実践との往還の質を高める。

- ・ [6-3] 継続して実践的教育を実施する科目の可視化を図る。

[6-4] 教職大学院の現職派遣学生の 2 年次における原籍校での理論と実践を往還した学修支援を実施するために、法令等に則りつつ、平成 29 年度までには教職大学院専任教員の学部・修士課程で担当する授業が年平均 10 単位以下となることを目標とし、平成 31 年度までにさらに見直しを加える。

- ・ [6-4] 教職大学院専任教員の学部及び修士課程の授業担当を調整し、現職派遣学生の原籍校での理論と実践を往還した学修支援を実施できるようにする。

[6-5] 教育委員会の幹部職員等が構成員となる教育連携諮問会議を開催する。第 2 期中期目標期間中も会議での要望を受け教職大学院に教育経営コースを設置する等の改善を行っているが、第 3 期中期目標期間においても教育委員会からの要望を真摯に受け止め、カリキュラムに反映させる等の改善を行う。

- ・ [6-5] 教育連携会議を開催し、宮城県教育委員会・仙台市教育委員会と本学が協働して、新教職大学院において教職専門性の高度化を促す方策を求め、教員の資質・能力の一層の向上に寄与できるよう、教職大学院の教育体制とカリキュラムの改善に努める。また、令和 4 年度の学部改組に向け、教育連携会議及び教育連携会議実務者協議 WG を開催し、宮城県・仙台市教育委員会からの意見を取り入れながら、改組後のカリキュラムの詳細について調整する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

[7] 被災した学生を含め、経済的に困窮している学生が学業に集中できるように修学環境を支援するため、引き続き被災枠の入学料免除及び授業料免除の制度等を実施する。また、被災した学生には、学生支援担当職員と教員が情報共有を密に行い、連携しながら修学を支援する相談体制を確立する。

- ・ [7]-① 引き続き、被災学生を対象とする入学料及び授業料の免除を実施する。また、激甚災害が起きた際は、可能な限り支援を検討、実施する。
- ・ [7]-② 高等教育の修学支援新制度の家計急変の申請や、日本学生支援機構支援金等について周知を行う。また、引き続き、高等教育の修学支援新制度や本学の授業料免除など、幅広く支援していく。その他、大学提携教育ローンについても周知し学生の修学を支援する。

[8-1] 学生のサークル・クラブ等の活動を通じて教育者に求められる豊かな人間力を向上させコミュニケーション力を高めるため、新規でのサークル団体の立ち上げや活動の強化・活性化を計画している団体に支援を行う学内制度等を充実し、課外活動の支援を行う。

- ・ [8-1] 令和 3 年度も引き続き、新型コロナ対策の徹底に留意し、各種募集要項に準じサークル・クラブ等の活動支援事業を行うとともに、学生からの要望を精査し、課外活動の支援を行う。

[8-2] 小中学校の教育現場で学ぶ機会を充実させるため、仙台市教育委員会の学生サポートスタッフ事業（幼・小・中・高等学校での授業、行事、クラブ活動への指導補助等のボランティア活動）への学生派遣について、平成 33 年度までに平成 27 年度の派遣数の 10%増とする。

- ・ [8-2] 引き続き、学生サポートスタッフの派遣要請があった際に募集を行うとともに、

研修会の開催を複数回行えるよう仙台市と調整する。

[9-1] 学生が目的を持って充実した学生生活を送ることができるように、入学から卒業までの間に1年次には新入生合宿研修、2年次には2年次キャリア形成研修、3年次、4年次には教員採用対策を始めとした就職研修を計画的に行う。

- ・ [9-1] 1年次の就職面談及びふるさとインターンシップ、2年次のキャリア形成研修及び就職面談並びに3年次及び4年次の就職研修を引き続き行う。

[9-2] 学生相談について、学生相談室、保健管理センター、しょうがい学生支援室の組織の統制化を念頭に、障害学生を含む様々な学生に対し、きめ細かな相談対応が実現できる体制として構築する。

- ・ [9-2] 支援を必要とする学生が、必要なときに十分な支援を受けられるよう、集団守秘義務を守りながら日常的にスタッフ間で連携体制を整える。また、学生のニーズに応えるため、それぞれの専門性を生かし合い、必要に応じて合同で援助できる体制を深める。

[10-1] 大学としての就職戦略の基本方針を立て、就職指導、就職支援の分担と就職担当教員とキャリアサポートセンター教員の協力体制を全学的に確立することにより、教職への意識を高め、教員就職を志望する学生を増やし、教員採用試験の受験率を80%とする。

- ・ [10-1] 就職担当教員との情報共有を引き続き行い、教員採用試験受験率向上に努める。また、教員志望状況の把握に努め教員の魅力を学生に伝えるなどにより、教員採用試験受験者の増加を図る。

[10-2] 教員への就職が決まった学生の不安を取り除くことを目的に実施するフォローアップ講座の受講者数を、平成33年度までに第2期中期目標期間中の平均受講者数の20%増とする。

- ・ [10-2] 引き続き「フォローアップ講座」の意義について周知し、受講者の増加を図る。

[11-1] 「障害者差別解消法」及び「改正障害者雇用促進法」施行に備えたバリアフリープロジェクトを全学的に立ち上げ、「差別解消」、「合理的配慮」、「相談・紛争解決」のための組織作りを推進する。また、障害学生の細かなニーズに対応できる支援体制を充実させられるよう、「特別支援教育マインド」のある学生を醸成すべく、学生ボランティアへの自発的な参加を募り、支援学生が今後のインクルーシブ（共生）社会へ貢献できるよう啓発・育成を行い、学生ボランティアの登録数を平成33年度までに第2期中期目標期間中の平均登録数の10%増とする。さらに障害学生支援のネットワークとして連携する大学を17大学以上に広げる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ [11-1] 前年度のコロナ禍で教員や関係部署と対話しながら支援を構築した経験を活かし、今後も関係部署や担当教員との連携をさらに密にし、障害のある学生のニーズを踏まえた支援を行う。
在仙地区や東北地区の大学とのネットワーク構築のため、今後も情報交換会を実施し、連携強化を図る。
ボランティア学生については、人数を増やすことはもとより、継続して活動してもらえるよう、練習会や交流会などを行い、ボランティア学生のモチベーション

の維持・向上に努める。

[11-2] 本学の強みでもある特別支援教育 5 領域に対応した教員組織を基に「しょうがい学生支援室」の各しょうがい部会の課題を分析し、音声認識技術を活用した通訳システムなど支援対策の導入の検討を進め、今後も障害支援の充実した体制作りを推進・強化し、全ての障害学生の学習を合理的配慮の下に保証する。

- ・ [11-2]-① 音声認識システム (UD トーク) 及び関連機材等の適切かつ効果的な運用が行える場面においては、利用の頻度を増やしていく。同時に、話者をはじめとする関わり手の理解や協力も必要な支援でもあるので、理解が得られるよう周知する。
- ・ [11-2]-② コロナ禍の影響で例年のような大学内での活動は難しい状況ではあるが、オンラインでの活動含め、活動できる範囲で学内のバリアについて確認し、誰もが使いやすい施設になるよう検討を進めていく。

[11-3] インクルーシブ (共生) 社会の実現に向け、障害のある学生が教育実習を行う際、附属学校・教育委員会等と連携し、一般校において障害のある学生が支障なく実習を行えるよう啓発を行い、FM を使った聴覚保障システムや遠隔地通訳、ノートテイカーの派遣などの協力体制をより一層充実させ、すべての障害学生の実習を合理的配慮の下に保障する。

- ・ [11-3]-① 障害のある学生の教育実習について、附属学校・教育委員会・教育実習協力校等と連携し、学生が支障なく実習を行えるよう引き続き支援する。
- ・ [11-3]-② 障害のある学生が教員として働く際に必要な配慮を知り、卒業後に教員として働く際のイメージをしっかりと持てるよう、事前相談や支援者の調整、支援機材の貸し出し等を行い、適切な支援の実施に努める。

[11-4] 教職員や支援を行う学生への啓発・研修を充実させるとともに支援体制の整備を行い、日本学生支援機構の「障害学生修学支援ネットワーク事業」の拠点校として引き続き体制整備セミナーや専門テーマ別障害学生支援セミナーを実施し、障害学生支援のノウ・ハウの蓄積と普及を進める。 (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ [11-4] 今後も引き続き、日本学生支援機構の拠点校、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークの幹事大学として他大学等からの相談、問い合わせに対応していき、障害学生支援の普及に努める。
在仙地区や東北地区の大学との情報交換等においては、各大学で有する情報等を具体的なテーマや事例に基づいて検討できるようにしていき、東北地区の障害学生支援の底上げのため、支援ノウ・ハウの共有と蓄積を図る。

[11-5] 筑波技術大学にある「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)」の連携大学として取り組んで来た遠隔情報保障事業のノウ・ハウに基づき、大学間の連携支援体制を強化し、これまでの事業の課題について常に改善策の見直しを行い円滑な支援を実現する。また、筑波技術大学で開発した聴覚・視覚障害のある学生のための TOEIC 学習システムの運用及び英語の授業支援の在り方について引き続き見直しを行い、障害のある学生と健常者の学生がともに受講できる環境を実現させる。

- ・ [11-5] 大学間遠隔情報保障支援については、引き続き他大学の状況も鑑みながら、そ

の都度必要に応じて他大学と確認しながら進める。また、英語の授業における合理的配慮のあり方については、授業の目的によっても対応方法が異なるため、授業担当教員をはじめとする英語教育講座の教員や教務課等関係部署とその都度検討を行う。

[11-6] 筑波技術大学の呼びかけにより開催している「障害学生支援大学長連絡会議」について、東北地区の大学へ参加を呼びかけ、連携を強化し、障害のある学生のより良い修学環境及び支援体制を整備する。また、仙台学長会議において提起された「仙台地区障害学生支援ネットワーク情報交換会」において、本学が事務局としてリーダーシップを取り、仙台地区における大学の障害学生支援について情報収集及び情報発信を行い、連携・協力体制を強化する。

- ・ [11-6] 地域連携の強化、ネットワーク構築を目指して、各大学の状況を確認し、情報交換をする連絡会の開催を継続する。また、在仙地区や東北地区の大学間ネットワークについては、継続的な情報交換や意見交換の場を設定し、ネットワークの強化を図っていく。地域で確認された必要な提言を、障害学生支援大学長連絡会議で共有するとともに、そこで得られた全国的な動向の共有や、東北大学との連携で生まれる具体的な大学間支援を、いずれの大学でも実施できるよう支援していく。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

[12-1] アドミッションポリシーに適う入学者を迎えるため、アドミッションオフィスを設置し、IR (Institutional Research) に基づく戦略的な入試方法改善策（推薦枠の拡大等）を策定し、より多面的・総合的な選抜に転換することによって、教員への意欲の高い受験生を確保する。

- ・ [12-1] アドミッションオフィスによるアンケートの実施が一巡するので、アンケートのルーチン化とともに統計データの集積を図り、項目の見直しや評価方法の方針について検討を進める。

[12-2] 第2期中期目標期間では、入学の段階で教師を志す意思を明確にしている学生が7割弱であったことから、入学者の追跡データを集約・検証し、第3期中期目標期間中に8割まで上げる。宮城県教育委員会と本学が実施する高大接続事業「教師を志す高校生支援事業」を継続的に実施し、高校生に教員養成大学のミッションの理解を進めるとともに、高校におけるキャリア教育に協力することで教員になるという目的意識を持った入学者を増加させる。

- ・ [12-2]-① 「秋のミニオープンキャンパス」と「オープンキャンパス」、高大接続事業「教師を志す高校生支援事業」との融合を図り、令和4年度の新しい入試実施、教員志向性の高い入学者の増加につなげる。
- ・ [12-2]-② 宮城県教育委員会と連携し、コロナ禍における「教師を志す高校生支援事業」の実施を検討し、教職の魅力、本学の魅力を伝えられる機会を増やし、教員志向性の高い入学者の増加につなげる。
- ・ [12-2]-③ ホームページの改訂や業者の利用で、教職の魅力、本学の魅力を伝えられる機会を増やし、教員志向性の高い入学者の増加につなげる。また、高校の進路指導教員を対象に入試説明会を行い、参加しなかった高校に対しては高校訪問により対応する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

[13-1] 広域拠点型大学として教員養成に係る先導的な役割を果たすため、外部機関や地域社会と連携した教師教育に係る研究に、学長のリーダーシップのもと戦略的に財源を配分する。

- ・ [13-1] 東北教職高度化プラットフォーム会議の成果を生かして、更なる研究成果の発信や、研修会の実施と内容の充実を図っていく。また、これまでの取り組みがどのように生かされているかの追跡調査も実施することで、本学の事業成果をより具体的に把握する。

[13-2] 教師教育に関する各種委員会の活動等、学内の教員養成教育を対象化した研究を行い論文として発表することを、研究活動として教員評価に反映させるなどにより勧奨する。年度ごとに1～2件程度の研究を論文として発表する。

- ・ [13-2]-① 引き続き、本学の強みを生かした重点的な学術研究課題を設定し、重点的に学長裁量経費の配分や、「宮城教育大学における教員養成大学ならではの若手研究者の支援方策～わかばあおば育成プラン～」により研究活動を支援する。
- ・ [13-2]-② 引き続き、教員評価委員会において、研究活動の評価の在り方について検討する。

[13-3] 科学研究費助成事業を始めとした外部資金の獲得と正しい活用に関する認識を深める活動として、全教員を対象とした「学内科学研究費助成事業説明会」や「研究倫理教育事業」、全職員を対象とした「コンプライアンス教育事業」を行い、平成28年度～平成30年度の平均の科学研究費助成事業への申請者の割合を応募資格者の70%とする。また、附属学校教員の個人研究を勧奨するため、附属学校で研究の方法や研究費獲得の方法を周知する活動を行う。科学研究費助成事業の奨励研究への申請について、平成23年度～平成27年度の申請件数平均6.1件を、第3期中期目標期間中は平均10件以上とする。

- ・ [13-3] 科研費申請者数の増加を図るため、引き続き学内において科研費説明会や科学研究費等の外部資金への申請を前提とした学長裁量経費による公募型重点支援、外部資金等の獲得に応じた「報奨金」制度を実施する。また、外部資金の正しい活用等の不正防止を目的として、「研究倫理教育事業」及び「コンプライアンス教育事業」を、今後も引き続き行う。

[13-4] 地域社会や附属学校と連携した研究の開発と充実のため、研究対象となる幼児・児童・生徒、学生、教員職員等の著作権及び肖像権、個人情報等の取扱いについて見直しを進め、平成30年度までにガイドラインを策定し、研究者、教員、保護者等からのフィードバックを受けて改善を続け、研修等により周知を行う。

- ・ [13-4] 個人情報保護や著作権等の保護法益、保護対象など日々変化しているため、当該変更を踏まえ適宜ガイドラインを修正し、必要に応じ研修等を実施するなど教職員への周知を図る。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

[14] 本学の強みである理数教育、英語教育、特別支援教育、ICT教育などの他に、現代的な教育課題について、新設の「教育研究機構（仮称）」や附属学校での実践研究など、重点的な学術研究課題を設定し、戦略的な外部資金獲得計画を策定するとともに、重点的に学長裁量経費を配分して研究活動を続け、外部資金獲得後は効率的に運用する。

- ・[14] 引き続き、本学の強みを生かした重点的な学術研究課題を設定し、重点的に学長裁量経費を配分して、研究活動を支援するとともに令和3年度の科研費への新規申請率等の結果を鑑み、学長裁量経費の配分方針等を再検討する。

[15] 「理論と実践の往還」について、附属学校を実践・研究の場としてより一層活用するために、大学（研究者教員）と教育現場との接続の円滑化と課題に即した連携を深めることを目的に、教育現場の課題を承知し、学校現場での教員としての実務経験のある教員を配置する。

- ・[15] 附属学校等の諸課題（コロナ禍での「新しい教育」の創出など）に対応できるよう、本学と学校現場との協働関係の深化に努める。また、引き続きテニユアトラック制度で採用した教員については、実務経験のない者については、附属学校において実地研修を行い、学校教育に視点を置いた実践的な研究、学生への指導につなげる。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

[16-1] 平成25年度から開始した「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」で構築した宮城県内の教育委員会等との連携を強化し、学校現場の課題を把握し、「学び続ける教員（イノベティブ・ティーチャー）」の養成・育成を行うため、宮城県内での教員研修（初任者研修、5年経験者研修等）に講師派遣で協力する他、公開講座と教員研修の相互活用（10年経験者研修とスクールミドルリーダー研修等）、学校現場支援（宮城県教育委員会の「みやぎ教員サポートプログラム」等）に積極的に貢献する。

- ・[16-1]-① これまで、学校現場支援として初任者への公開講座による研修、中堅層・ミドルリーダーに対する研修を実施してきたが、今年度はスクールミドルリーダー養成研修会を同規模で実施するとともに、令和元年度に試行的に実施したものの前年度はコロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止を余儀なくされた、宮城県総合教育センターとの連携研修事業について今年度の実施に向けて更なる拡充を行うことで、宮城県教育委員会と連携して実施する学校現場支援を更に推進する。さらに、仙台市教育センターにおいても前年度に引き続き、防災主任研修の一部を教職大学院授業科目「学校教育・教職研修（防災）」の受講と重ね合わせるにより実施する。
- ・[16-1]-② 小学校英語教育の充実にむけて、東北地方の小学校教員の英語教育実践能力の向上を目指す連携を図ること、国立大学英語教員との連携による講習、研修会、ワークショップの実施なども、引き続き推進する。また、外国人児童生徒の支援者の育成にも取り組む。

[16-2] 東北地区の教育長の定期的な集まりである教育長会議と連携し、東北地区の課題や要望の把握を行う一方、教員養成の広域拠点型としての役割を果たすため、平成 27 年 3 月に設置した「東北教職高度化プラットフォーム会議」で問題の共有化と解決に向けた取組を協働して行う。「東北教職高度化プラットフォーム会議」は毎年 2 回以上開催し、それを母体に東北地区の教員養成学部及び教職大学院との連携を深め、管理職養成のためのカリキュラム開発や広域教育課題（学力向上やいじめ防止等）の共同研究等、教員養成と現職教員の育成に協働して取り組み、その成果については各種講演会や研修会を行う等により地域に還元する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ [16-2] 引き続き、東北教職高度化プラットフォーム会議の成果を生かして、更なる研究成果の発信や、研修会の実施と内容の充実を図っていく。また、これまでの取り組みがどのように生かされているかの追跡調査も実施することで、本学の事業成果をより具体的に把握する。

[16-3] 教員免許状更新講習については、必修講座を中心に体験型講習など内容の改善を進めつつ必要数を提供する。また、引き続き、小学校教諭の中学校英語 2 種免許取得のための「小中併有免許講習」も併せて実施する。公開講座については、防災教育を始めとする免許法認定講習や教員免許状更新講習を相互関連させ、現職教員への付加価値を向上させる他、資格や職種毎の各種講習及び研修会の地域開催、テレビ会議システムを活用した開催、学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパスを活用した開催等、様々な取組を充実させ、現職教員・市民に広く教育研究の成果の還元を行う。

- ・ [16-3] 教員免許状更新講習については、宮城県から提供される更新講習受講対象者数の資料を踏まえ、適切な講習数を検討し開設の予定である。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下での講習の実施方法について、引き続き検討を行う。また、小学校教員のための中学校英語免許取得講習についてはアンケート調査の結果によって、適切な開講科目・開講講座数を決定し、引き続き免許取得者の増加を目指す。

[16-4] 日本学術振興会委託事業「ひらめき☆ときめきサイエンス」等の第 2 期中期目標期間の成果を踏まえて、自然体験を通じて地域の幼児・児童の感性を育成し、地域における小中高生に対する科学の創造性や探究心を育み、意欲や能力のある児童・生徒の才能を伸ばす活動を行う。

- ・ [16-4] 「ひらめき☆ときめきサイエンス」の事業を通して、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した上で、地域における小中高生に対する体験的学習活動を行い、広域拠点大学として地元の教育に貢献する。

[16-5] 広域拠点型大学として、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を、平成 27 年度に整備した情報交換システムを活用して進め、平成 33 年度中に宮城県内の小・中・高等学校の 10%以上の現職教員と教育問題に関するコミュニティを形成し、これを東北全域に拡大する。

- ・ [16-5] 新 CIT が活発に利用され、現職教員のコミュニティが形成され、情報活用能力の育成、ICT 教育、データサイエンス教育の基盤となる体制の構築を図る。

[17] 教育現場で求められている現代的課題（21世紀型スキル、ICT活用、インクルーシブ教育、キャリア教育等）及び特に東日本大震災後強く求められている学校安全・防災教育や復興教育の研究を推進し、研究成果を学内の教育課程で授業科目に反映させる。授業の教材等は、平成27年度に整備した情報交換システムを活用して宮城県内の教員に公開し、更に東北地域社会にも拡大する。

- ・[17]-① コロナ禍を乗り越える教育の創造をはじめとした現代的課題に応える研究とともに、従来からの学校安全・防災教育の研究をさらに推進し、その成果を教師教育に反映させる。具体的には、これまで取り組んできた被災地教育復興・防災研修を継続して実施し、成果還元を図っていく。
- ・[17]-② 情報教育研究推進室が主導し、情報活用能力・データサイエンス・AI教育ができる学部生及び大学院生、また、情報活用能力を体得するための教育研究を継続的に推進できる体制を構築する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

[18] 教員養成課程を持つ海外の大学との交流については、教員養成の観点からプログラム内容について恒常的な見直しと改善を行い、アジア太平洋諸国を中心に広く世界の大学と共同研究、学術交流を行う。

- ・[18] 感染症リスクを避けながら、大学間の協定機関との連携について確認し、引き続き学生交流等の活動を継続していく。

[19-1] 教育復興支援センターも公式関連事業に参画した「第3回国連防災世界会議」の成果文書「仙台防災枠組2015-2030」及び「仙台防災協カイニシアティブ」の指針に基づき、東日本大震災被災地の教員養成大学として、アジア太平洋地域諸国の防災教育機関との共同プロジェクトを継続し、その成果を国際的な会議等で公表するとともに、本学の防災教育体系に反映させる。

- ・[19-1] 新型コロナウイルス感染症の影響が大きな外部条件となっているところではあるが、オンライン等で知見の共有、他機関が実施する研修等へ一定程度協力して本学における学校防災に関する学術的知見の発信・伝承を図る。

[19-2] 国連防災世界会議やESDに関する各種事業に教員及び学生が企画運営を通じて参画してきた実績を踏まえ、ESD（防災教育、国際理解教育、環境教育等）に関する国内外のネットワークと協働して学術研究を行い、その成果を本学の学部教育及び大学院教育に反映させる。

- ・[19-2] SDGs・ESDのカリキュラムを東北地方や全国に情報発信し、成果を広範囲に還元する。併せて、SDGs・ESDに取り組む個人、学校、各地域のネットワーク構築を深め、円滑な活動を行えるよう、支援を行う。

[20-1] 実践力強化に向け、1～2週間程度の海外研修のコースを第2期中期目標期間の4コースより増やし、海外経験を持つ学部卒業生を2割程度にする。

- ・[20-1] コロナ禍の状況を見ながら、可能な範囲で海外派遣を検討する。また、交換留学生や国費外国人留学生との交流等を活用し、日本にいながら外国人と交流し、海外の文化等を体験できる機会を増やすことを検討する。

[20-2] 学部 1、2 年生に TOEIC の受験を引き続き義務付け、2 年次終了時点までに英語の語学力指導を強化し、500 点に達成できる学生を卒業時には 3 割程度とする。また、継続して英語を学修できるよう 3、4 年生に向けて開講している「発展英語」受講者の TOEIC 平均点を 600 点程度とする。

- ・ [20-2] TOEIC 受験及びスコア集計について、継続して実施し、学生の語学力のさらなる向上 (TOEIC 550 点以上の学生の増加) を図る。

[21] 専門的な知識・技術を持つスタッフを中心に、第 2 期中期目標期間中に実施してきた文部科学省の「大使館推薦による国費外国人留学生 (教員研修留学生)」事業やユネスコ事業並びに JICA 集団研修事業などについて、その関係国や団体のニーズに応じた国際的な教育交流・支援活動を全学的組織体制により継続して実施するとともに、JICA 集団研修事業においては、事業毎の研修課題を設定し、JICA 東北との連携を強化して、アジア・アフリカ地域を中心とした教員の研修を実施する。

- ・ [21]-① 本学の学生が日本にいながら海外の文化等を体験できる機会を増やすこと目的に、学生の交流機会を増やす等、国費外国人留学生を活用することを検討する。
- ・ [21]-② アジア・アフリカ地域を中心とした教員の集団研修実施に向けて、JICA 東北担当者と連携を図り、より世界に貢献できる研修を企画検討する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

[22-1] 学生教育と研究に関する大学の考え方を附属学校教員と共有するために、大学が主導する教育と研究に関する共通理解を進めるため、①学部カリキュラムとそれに連動した教育実習について、②教職大学院カリキュラムと学校における実習について、③附属学校を活用した研究等の成果と課題について、平成 28 年度から大学と附属学校が共同して研修会等を開催する。

- ・ [22-1] 引き続き大学と附属学校園の教員で、実習の目的と内容についての共通理解を図り、情報共有や意見交換を行う枠組みを継続することで、新教職大学院の実習を円滑に実施するとともに、学部改組後の実習について、具体的な内容を検討する。

さらに、学部の教育実習を所掌している教育実習委員会と教職大学院を所掌している教職大学院教員会議 TP 部会を統合し、学部と大学院の実習の運営の一元化を図る。

[22-2] 大学の研究に資する活動を展開する能力及び本学学生に対する適切な指導を行う能力を向上させるため、附属学校教員が自主的な研究活動を継続的に行うよう、研究発表時には勤務態様等の環境を整え業務の一環として行えるようにする。これらの研究の成果は、附属学校の教員が非常勤講師として行う授業の中で学生教育に還元する。

- ・ [22-2] 大学教員と連携した研究や個人研究を推奨し、附属学校教員としての指導力向上・教材開発力・個人研究力を深化させる。その成果は大学の講義や教育実習の場で還元していく。

[23] 大学は、現在進行中の全国公募型事業である附属中学校の ICT を活用した教育に係る研究開発学校としての事業や、附属小学校が中心に進める英語教育強化地域拠点事業等を各附属学校とともに推進し、新たな公募型事業についても、大学教員と附属学校との連携のもと、人的資源に配慮しながら積極的に取り組み、その成果を地域に還元する。

- ・ [23] これまで受託してきた公募型事業を振り返り、それぞれの成果を地域に還元していく。

[24] 附属学校は、大学と教育委員会等が組織的に連携して取り組む教育の課題解決に協力し、授業づくりや教材研究についての知見を、公開研究授業等を通じて地域に提供する。

- ・ [24] これまでに地域へ発信してきた授業づくりや教材研究についての知見・研究成果が、どのように地域で普及しているかをそれぞれの学校種単位で検証する。

(3) 附属図書館・センター等に関する目標を達成するための措置

◎附属図書館

[25-1] 学修、教育に必要な資料の収集・充実を行い、「学び続ける教員（イノベーター・ティーチャー）」の養成、「人間力」を備えた教員の養成を支援するため、学修・教育に必要な図書を収集し、より充実した資料の整備をする。学生の学修動向を把握し、ニーズに対応した利用環境の整備・充実に取り組み、アクティブ・ラーニングを軸とした学生の学修空間の確保と意欲喚起を行い、入館者数・スパイラルラボ利用率を第 2 期中期目標期間より 10%増加させる。

- ・ [25-1] 学修及び教育に必要な図書や資料を継続的に収集・整備し、利活用を促進することで教員を目指す学生の学修活動に寄与する。また、教員養成大学ならではの学生の学修空間の確保と利用環境の整備及び充実に取り組み方針を作り上げ、附属図書館の改修計画を取り纏める。

[25-2] 実践的指導力を有する学校図書館司書教諭養成の支援や情報検索・レポート作成支援に図書館職員が積極的に関わる等の支援を強化する。

- ・ [25-2] 継続して情報検索、レポート作成等の学修支援を行い、学生の学修スキル向上に繋げる。
また、学修サポーターと定期的にディスカッションを行い、スパイラル・セッション等を通して、教員養成大学ならではの学修スタイルを構築する。

[25-3] 生涯学習社会に対応するため、地域への開放を促進し、地域住民の利用者数を第 2 期中期目標期間より 5%増加させる。また、機関リポジトリを通じて情報発信と支援の機能を充実させ、本学の教育・研究成果を広く地域社会に公開し、コンテンツ数及びダウンロード数を平成 27 年度より 10%増加させる。

- ・ [25-3] 本学所蔵の資料を活用し、宮城教育大学に相応しい「企画展示」を開催し、教員を目指す県内の高校生や地域の方々へ本学附属図書館を公開して地域への開放を促進していく。また、学内の教育・研究成果等の情報について機関リポジトリを通じて発信し、広く社会に貢献する大学をアピールする。

◎センター

[26-1] 教育研究を担当する7つのセンター等（保健管理センター、情報処理センターを除く）を改組し、平成29年度を目途に現代的な教育課題の基礎的研究を行う総合センター「教育研究機構（仮称）」と、震災後の教育復興のための未来志向型の支援センターの2つの教育研究センターに統合する。

- ・ [26-1] 今年度設置された東北学校教育共創機構において、学校における現代的な教育課題の中でも、特に、いじめ問題、総合学習、学力向上、防災教育に対応する本学の機能強化型の戦略研究（課題解決型の部門研究）をいっそう深化させる。さらにコロナ禍での教育保障にむけた研究を推進する。研究成果を、公開研究会、公開講座等により、地域の学校教員に還元する。また、防災教育研修機構においては、学部課程や、教職大学院の新課程における防災関連の授業を開始し、学習内容の体系的な構築を図る。

[26-2] 新センター「教育研究機構（仮称）」の中に、第2期中期目標期間の実績と第3期中期目標期間における教育的課題や必要性から数個のコア・センター（仮称）などの部門を設け、新センターが東北地域の研究やニーズを的確に把握できるよう、運営委員には外部の有識者を起用する。また、各領域の専門性を発揮し、地域に貢献できる体制を整え、大学と附属学校の教育研究に関する情報交換を一層円滑にするため、附属学校の教員を各研究センターの研究協力者として登録する。

- ・ [26-2] 東北地域の研究やニーズを的確に把握できるよう、外部の研究者や教員と連携した研究成果を紀要等に発表しその成果件数を増加させる。各領域の専門性を発揮し、地域に貢献できる体制を整える。また、附属学校の教員を研究協力者とした研究を増加させる。

[27-1] 東日本大震災以降、子供たちを取り巻く問題はますます大きくなっていることから、平成28年度に教育復興支援センターを改革し、学力や心身の健康などに起因する教育格差の縮減に取り組むなど、未来志向型の新センターとする。さらに、復興の先に目指すものとして、教育による地方創生の実現に向けて、産官学民の連携協働を積極的に推進しながら研究・実践を行う。

- ・ [27-1] 引き続き、各種研修やフォーラムの実施、防災教材の作成等を継続的に発展させ、内容の充実を図っていくことで、全国的な防災教育の普及に取り組んでいく。また、教職大学院の防災授業科目を仙台市教育センターの研修としても位置づけ、現職教員の学修機会提供を図る。

[27-2] 新センターは、国内他大学と連携しながら、防災・復興教育に関するネットワークのハブ的機能を果たすとともに、モデル地域を1から3に拡充し地方創生に寄与する。防災教育のための国内ネットワークを構築し、本学の研究成果を提供する。さらに、諸外国の関係機関とも連携して、防災教育についての情報交換を進める。また、新センターの機能を充実させるため、新たに専任教員枠（1名）を設ける。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ [27-2] 西日本地域との連携を強化するため、関係自治体と連携協定締結に関する協議を進める。また、上記の地域を含む全国各地域との研修等の協働事業を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

[28-1] 学長室の体制をより機能的な体制に強化する。大学運営上の基礎データを集約し、IR機能を強化し、政策決定のために活用する。学長室には情報収集と戦略を担うため運営上の課題ごとに教職協同によるワーキング・グループを設置し、学長が機動的にスピード感をもって政策提案できるような体制とする。また、実効性、効率性等の観点から、学長室を中心に既存の法人室や各種委員会等の役割について検証し、常に自己点検・評価を行う。

- ・ [28-1] 「学生情報データ集」の基礎データを収集し、またデータ集のバージョンアップを図りさらに利用しやすいものにしていく。また、大学経営上の判断に資するデータの収集・分析についても行っていく。

[28-2] 企業等の多様な見地からより広い評価や本学のあるべき姿について助言を得るため設置している法人支援アドバイザー会議等を活用し、法人運営に生かす。

- ・ [28-2] 引き続き、学外の多様な見地から、より広い評価や本学のあるべき姿について助言を得る機会・仕組みを維持し、本学運営に活かしていく。

[29-1] 男女共同参画を推進するための体制を検証し、具体的な取組方針や計画等を策定する。教員の女性管理職の比率を5%、教員女性比率を20%とする。

- ・ [29-1] 男女共同参画の推進に向けて、継続的に種々の施策に取り組む。なお、教員女性管理職比率、教員女性比率は達成しており、引き続き維持を目指す。

[29-2] 自らの活動の活性化、改善・向上させることにより、本学の管理・運営等の改善につなげるため、教員の業績評価（評価項目：教育、学校支援、研究、社会貢献、管理運営）及び事務職員の人事評価をよりの確に行うとともに、その結果をモチベーションの向上、給与等への反映などインセンティブにより強く活用する。

- ・ [29-2]-① 教員評価項目の在り方については教員評価委員会で不断の見直しを図るとともに、特定年俸制職員給与規程の適用職員の年俸改訂、業績手当支給率改訂の運用を継続していく。
- ・ [29-2]-② 引き続き、本学採用職員の管理職登用を推進する。併せて、適切な人事評価制度を構築し、将来的には人事や処遇へ反映させることで、職員のモチベーション向上に繋げる。

[30] 限られた学内予算を効率的に配分するため、毎年度、新年度予算の策定に先立って、学長及びその意を受けた財務担当理事の下で、既定経費の見直しと実績の点検・評価方法及び配分方法の見直しを行い、学長のリーダーシップを支える戦略的な学内予算を策定する。

- ・ [30] 第4期中期目標・中期計画期間における高等教育に係る政策及び本学の運営状況を踏まえながら、前年度と同様に各事業の必要性及び所要額を精査し、効果的な予算配分を図る。

[31-1] 監事と役員との意見交換の場を定期的に持ち、監事が法人の経営及び業務の執行状況について確認を行うとともに、監事監査が実効性のあるものとなるよう、監査項目を毎年見直す。評価室は、監事と定期的に業務打合せを行い、監事業務が円滑に行われるように支援する。

- ・ [31-1] 引き続き、定期的に学長及び学長以外の役員との意見交換を継続するとともに、監査項目の見直し及び監事の職務として可能な範囲で、本学の意味決定の段階における支援のあり方について検討する。

[31-2] 業務の適正かつ能率的な運営を確保するため、監査による指摘事項を明確にし、かつ周知徹底のため、ホームページに掲載する。さらに、前年度指摘事項について翌年度末に改善具合を確認するため、指摘事項への取組について併せて掲載する。

- ・ [31-2] 前年度に引き続き役員会・役員ミーティングにて学長より監事監査の概要について報告を行い、監事監査報告書と指摘事項があった際には改善状況についてホームページへの掲載を行う。

[32] 人事制度の見直しも含めた組織の点検・評価を効率的に実施するため、学長室の IR 機能を活用する等、評価体制の整備を行う。

- ・ [32]-① 前年度に実施した年度計画の PDCA サイクルを実施するとともに、第 3 期中期計画の達成に向けた評価を実施することにより、組織改編や大学運営改善に向けた議論に資する。
- ・ [32]-② 前年度に設置されたアドミッションオフィス、情報活用能力育成機構については、引き続き効果的な運営を図るとともに、より効率的な事務組織、事務分掌については不断の見直しを行う。また、令和 3 年度に新設される東北学校教育共創機構においても効果的かつ効率的な運営を図っていく。

[33] 学内の業績評価体制及び規程を整備し、給与や雇用形態に反映させるため、年俸制等を導入し、弾力的な雇用を行う。

- ・ [33] テンユアトラック制度の運用及び厳格な業績評価に基づく給与水準の決定など、引き続き、種々の人事給与マネジメント改革に取り組む。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

[34-1] 深い学識と人間力、実践的指導力を兼ね備えた高度専門職業人を育成するために、修士課程と教職大学院の改編を行う。

- ・ [34-1] 令和 3 年度からの新教職大学院の教育課程、教育研究組織を定着させ、東北地域の教育ニーズに対応した教員養成を実践する。

[34-2] 教育現場における新たな課題へ柔軟に対応するために、既存の 7 教育研究センターを 2 つのセンターに改編し、年俸制を導入し、東北地区の 6 国立大学間でも連携できる幅広い分野の共同研究を推進させ、併せて学部及び大学院教育も担当できる人員配置を行う。

- ・ [34-2] 引き続き、東北地区の 6 国立大学間でも連携できる幅広い分野の共同研究の引き続き件数を増加させ、内容的にも深化させる。学部及び大学院教育の人員配置について、平成 30 年度から、KPI の指標とした担当授業件数を持って評価し、

授業件数を増加させる。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

[35-1] 事務の効率化及び合理化のため、事務組織の全体像を把握したうえで会議の在り方、組織全体及び課・係の事務分掌を見直し、人事配置を含めた改編を行う。

- ・ [35-1] 前年度に設置されたアドミッションオフィス、情報活用能力育成機構については、引き続き効果的な運営を図るとともに、より効率的な事務組織、事務分掌については不断の見直しを行う。また、令和3年度に新設される東北学校教育共創機構においても効果的かつ効率的な運営を図っていく。

[35-2] 事務職員の資質を向上させ企画立案能力を養成するため、特に若手職員に対して、課長等による自らの経験を踏まえた仕事の進め方などを中心とした横断型職員研修を実施する。さらに、専門機関が主催する研修に参加させるなど SD を推進し、大学運営の中核を担う人材を育成する。

- ・ [35-2] 引き続き、教員養成系大学職員として必要な知識、資質等を習得させるため、教員養成系大学ならではの研修等の受講機会を増やし、大学運営の中核を担う人材の育成に繋げる。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

[36-1] 科学研究費助成事業を始め、民間の研究助成、受託研究及び奨学寄附金等の外部資金獲得のため、教員養成固有及び各教員の研究分野に積極的に応募するよう、外部資金の申請の有無に応じた研究費の傾斜配分などの対策を講じる。

- ・ [36-1] 現在の方策についての見直しを行い、外部資金の更なる獲得に向けた体制を整備することにより、次年度の科研費をはじめとした、外部資金確保の促進を図る。

[36-2] 公開講座関係の規程を見直し、細かな料金設定にすることにより受講者には適切な経費負担を求め、収入より経費が上回っている現状から脱却し、自己収入を増やす取組を行う。

- ・ [36-2] これまで実施してきた支出抑制による収支均衡が安定的に達成可能となったことから、その基盤を崩さないように留意しつつ、引き続き収入増の方策を検討していく。

[36-3] 特許申請に関する学内規程を整備してきたことを活かし、教育分野での民間企業との共同研究や各教員の研究成果の公表による資金の確保を積極的に行う。

- ・ [36-3] 引き続き、特許に関する基本方針を踏まえ、取得後に確実に活用できる特許の取得を進め、外部資金確保による自己収入の増加を図る。

[36-4] 寄附金等の外部資金受入額の 5%相当を拠出し、学長のリーダーシップに基づく裁量経費として戦略的に配分し、教育研究環境を向上させる。

- ・ [36-4] 継続的な自己収入の獲得を図り、学長のリーダーシップに基づく戦略的な大学運営・教育環境の向上に繋げる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

[37-1] 学長の改革ビジョンに基づき、積極的な学内資源の再配分を行うため、既存事業における費用対効果を精査・検証するとともに、教職員のコスト意識を徹底し、組織の機能の活性化を進める。

- ・ [37-1] 学内の費用対効果の検証を行った上で重点的な学内資源の再配分を行い、また複数年に渡る財政状況見込みを提示することで厳しい大学運営の改善策への理解を促し、財政状況の改善及び本学の機能強化につなげる。

[37-2] 人件費の支出区分について、定期的な評価を行い、その結果に基づき、教育内容の低下を招かないよう考慮した上で見直しを行い、人件費の削減につなげる。

- ・ [37-2] 引き続き、人件費の固定化を避けるとともに、大学及び附属学校園の働き方改革に取り組み、超過勤務手当の抑制を図る。

[38] 第2期中期目標期間中に取り組んだ東北地区の共同調達について、各取組・事業毎に経費の削減、業務の効率化・省力化の実績を踏まえた検証を行い、非効率な場合には、新たな手法を計画し取り組む。

- ・ [38] 共同調達品目の契約時期の調整を検討し、経費抑制、業務の効率化・省力化を図る。

[39] 第2期中期目標期間中に取り組んだ一般管理費の削減について、各取組・事業毎に経費の削減、業務の効率化・省力化の実績を踏まえた検証を行い、資源の再配分を行う。また、今後取り組むべき会議等のペーパーレス化など、事務作業のうち効率化・省力化ができる業務を精査し、経費を抑制させる。特に、ペーパーレス化を実施し、印刷・コピー等にかかる経費を削減させ、第2期中期目標期間中と比べ、5%削減する。

- ・ [39] 引き続き紙媒体で発行しているもの、会議等の資料で配布しているものについて精査することによりペーパーレス化を推進し、一層の経費削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

[40] 教員養成大学として、教育現場で求められている ICT 活用能力、復興・防災などに対する理解力と適切な支援を行う力など実践的な教育力の履修のため、教育・研究設備等マスタープランに基づき、教育・研究に必要な基盤的な設備を中・長期的な視点で、計画的かつ継続的に整備する。

- ・ [40] 本学の改革の進捗やビジョン等を踏まえ、改革及び機能強化の取組と連動・推進する方針に基づいた施設改修（1・3・5・6・7号館等）により、施設機能の再構築と老朽建物の機能改善を図る。

[41] 収入がある施設について、建物構造の健全性を評価するとともに、将来需要を踏まえたうえで活用方法を見直し、稼働率を上げる。

- ・ [41] 新たな学生寮整備に伴う「東北の教育大学」実現に向けての学生の生活環境の改善、教育的な機能の強化を行う。宮城教育大学ならではの教員養成を展開・支援・実現するための学生寮の実現を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

[42] 組織の自己点検は、特に地域社会の要請を鑑み点検項目を掲げ、また、教職員の評価項目及び評価基準等について不断の検証を行いつつ、評価結果を有効活用するための方策を整備する。

- ・ [42] 令和2年度に実施した年度計画のPDCAサイクルを実施するとともに、第3期中期計画の達成に向けた評価を実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

[43-1] 広報戦略室を中心に全学的な広報体制を整備し、広く社会に向けた情報を発信する。ホームページやSNS、広報誌等を通じ、入試や就職状況、教育研究等を含めた大学運営全般の情報及び大学COC事業やJICA集団研修事業から派生する事業の取組を定期的に発信し、第3期中期目標期間の平均ホームページ利用者数を平成27年度比で5%上げる。また、「大学ポートレート」の掲載情報を充実させ、「大学ポートレート」を経由した本学ホームページへの訪問者に一層の情報を提供できるよう情報量及びアクセシビリティを向上させる。

- ・ [43-1] 引き続き、特設サイト「MUESTYLE」の記事を拡充し本学の魅力を発信する等、数値目標の達成を目指す。また、令和2年度に新たに整備した入試情報サイトを充実させ、入試情報の一本化を図るだけでなく、大学の状況がわかる情報を発信する。

[43-2] 学内の取組を外部に発信する重要性について意識を高めるため、若手職員や学生を大学広報の企画に参加させ、情報の受け手側の立場に立った情報発信力を向上させる。

- ・ [43-2] 有志教職員により立ち上げた広報チームにより、特設サイトの充実を図り、本学を志望する高校生やその保護者をはじめ、広く一般に本学に興味を持ってもらうための情報提供を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

[44-1] 学生・教職員はもとより地域住民や障害がある人が円滑に利用できるよう安全で良好なキャンパス環境を実現するため、バリアフリー化を重点的に整備するとともに、マスタープランの見直しを行う。その際、施設の省エネルギー化・長寿命化を踏まえた施設整備・修繕計画に基づき、国の財政措置の状況を踏まえ、防災機能強化や老朽対策を推進することによりトータルコストの削減を図り、光熱水費等の削減分を活用して戦略的な施設マネジメントを実施する。

- ・ [44-1] 前年度に引き続き、本学の理念やアカデミックプランの実現を側面から支える施設について、バリアフリー施設等を重点的に整備し戦略的な運営を可能とする施設の再生に取り組む。

[44-2] 本学の機能強化に対応する最適な配置・配分を行うため、トップマネジメントによる学長裁量スペースの確保や共同利用スペースの増加など一層の施設スペースの有効活用を行う。

- ・ [44-2] 前年度に引き続き、機能強化と連動したスペースマネジメントによる好循環と既存施設スペースの有効活用に取り組む。

[44-3] 地球環境への配慮や施設運営の適正化の観点から、エネルギー使用量の見える化を更に進展させ、省エネルギーに対する意識を向上させるとともに、施設の高断熱化やガス空調設備への転換など省エネルギー化整備の推進により、エネルギー使用量を第3期中期目標期間中に年平均1%以上削減する。

- ・ [44-3] 前年度に引き続き、「宮城教育大学省資源・省エネルギーの取り組み取り」の方針に基づき、学内HPで公表している「リアルタイム電力モニタリングシステム」の活用等により、電力エネルギー使用量の削減に継続的に取り組み、着実な省エネルギーと連動した施設マネジメントを推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

[45-1] 安全衛生管理体制等について点検を行い、環境を整える改善策を講ずるとともに、引き続き年1回安全週間を設定し、健康管理、事故防止へ教職員の意識を向上させる。非常時に応急手当ができるよう学生及び教職員の普通救命講習の受講を促進させ、受講者数を第2期中期目標期間の平均値より15%上げる。

- ・ [45-1] 普通救命講習について、引き続き年間平均20名以上の受講を目指す。

[45-2] 東日本大震災以降、教育復興支援センターが学校における災害時の危機管理や避難所運営に関して得た知見を基にした活動を、第2期中期目標期間中は「復興カフェ」やワークショップを通じ学内に周知するとともに、附属学校とも連携してきた。第3期中期目標期間には、学校防災に係る研究成果を大学や附属学校との安全管理に直接的に反映させ、安全マニュアルや非常用備蓄品、緊急時対応用具の改善を行い、その活用方法に関する研修を実施する。

- ・ [45-2] 非常用備蓄品や緊急時対応用具の備蓄状況を再確認するとともに、総合防災訓練の際に使用方法に関する研修会等を実施し、随時教職員の安全管理に対する意識向上を促す。

[45-3] 災害発生時の体制について、震災の体験を踏まえた具体的なシミュレーションを行い、近隣大学や地域（町内会）と連携可能な事項を整理するとともに、毎年行う防災訓練で問題点を検証しながらより実態に即したものとなるよう改善する。訓練の参加者を平成 27 年度比で 20%増加させる。

- ・ [45-3] 引き続き全教職員参加型の防災訓練を定着させ、問題点を検証し、随時非常時に備える体制を確立する。

[45-4] 附属学校では、第 2 期中期目標期間に引き続き、自然災害発生を想定した避難訓練や引き渡し訓練、不審者を想定した避難訓練等、緊急時への対応の取組を実施する。また、第 2 期中期目標期間中に特別支援学校で障害のある子供に配慮した防災訓練を実施し、第 3 回国連防災世界会議において周知した実績を基に、第 3 期中期目標期間には、災害弱者を包摂する学校安全管理体制を充実させ学校防災ガバナンスを構築する。

- ・ [45-4] 引き続き、地区単位や校単位の防災訓練や不審者対応訓練を実施し、発達段階に応じた指導により防災・減災意識を涵養しつつ、学校防災ガバナンスを構築する。

[45-5] 危機管理意識を向上させ、台風や大雪による交通障害などの具体的な事例に基づく対応の整備を推進し、危機管理体制の機能を強化する。

- ・ [45-5] 自然災害の発生が予想される時期は、事前に学内通知及び報道機関対応等手順の確認を行い、発生時には的確に対処する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

[46-1] 法令遵守の推進に係る体制の構築をもとに、監事及び内部監査担当部署において、本学の活動に関わる諸規則、ガイドライン等の有効性を常に検証し、コンプライアンス推進責任者へ定期的に報告し、公正、適切な職務遂行を通じて、本学の地域社会における信頼を維持する。

- ・ [46-1] 監事及び内部監査担当者により、本学の法令遵守、服務規律の徹底及び倫理の保持のために整備した体制について検証を行うとともに、法令に適した業務執行が確保されるよう監査を行う。

[46-2] 「研究機関における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、本学独自のパンフレット「研究活動上の不正防止ガイド」を作成・配付し、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者による倫理教育等の実施の徹底を推進する。特に教員養成大学として附属学校を有していることから、大学だけでなく附属学校においても複数回実施し、個人が受講できる機会を複数回確保する。また、職務の都合で参加出来ない教職員には個別に対応し、必ず全職員が受講できるようにする。

- ・ [46-2] 「研究機関における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいた不正行為に対応する実行ある取組を推進する。また、引き続き、規程の見直しを進めるとともに、不正防止強化月間等での研究倫理及び研究費の適切な執行に関する教育や啓蒙活動を行う。

[47] 情報セキュリティを確保するため、引き続き脆弱性対策、情報漏洩や不正アクセス防止対策を強化する。また、常に点検を行い新たな事例等を研修事項に盛り込めるよう随時内容の見直しを行いつつ、新任教職員研修会をはじめとした教職員対象の講習会等を実施し、本学全体の情報セキュリティの知識と情報モラルの意識向上を高める。

- [47] 本学全体の情報セキュリティの知識と情報モラルの意識向上及び情報セキュリティの確保を目的として、情報セキュリティ講習会、標的型攻撃メール対応訓練、情報セキュリティアセスメント、脆弱性検査、情報セキュリティ対策自己点検等を引き続き実施する。また、福島大学と実地検査を含めた情報セキュリティ相互監査を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

679,412 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

女子学寮の土地（水の森団地、宮城県仙台市青葉区水の森二丁目7番10号 5,272.82㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる

X その他

1. 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・青葉山団地ライフライン再生（給排水設備） ・青葉山団地総合研究棟改修（教育学系） ・青葉山団地講義棟改修 ・小規模改修	総額 661	・施設整備費補助金（661）

注) 金額は見込みであり、上記のほか、実務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

- ・教職経験のある特任教員のきめ細かな指導体制を充実させるため、全特任教員のうち教職経験者の割合を60%で維持することを念頭に、人件費の効率化及び採用計画の徹底を図る。
- ・大学教員と連携した研究や個人研究を推奨し、附属学校教員としての指導力向上・教材開発力・個人研究力を深化させる。
- ・達成済みの教員女性管理職比率、教員女性比率を引き続き維持し、男女共同参画の推進に向けて、継続的に種々の施策に取り組む。
- ・教員評価項目の在り方については教員評価委員会で不断の見直しを図るとともに、特定年俸制職員給与と規程の適用職員の年俸改訂、業績手当支給率改訂の運用を継続していく。
- ・引き続き、本学採用職員の管理職登用を推進する。併せて、適切な人事評価制度を構築し、将来的には人事や処遇へ反映させることで、職員のモチベーション向上に繋げる。
- ・テニユアトラック制度の運用及び厳格な業績評価に基づく給与水準の決定など、引き続き

き、種々の人事給与マネジメント改革に取り組む。

- 学部及び大学院教育の人員配置について、平成 30 年度から、KPI の指標を持って評価し、授業件数を増加させる。
- 前年度に設置されたアドミッションオフィス、情報活用能力育成機構については、引き続き効果的な運営を図るとともに、より効率的な事務組織、事務分掌については不断の見直しを行う。また、令和 3 年度に新設される東北学校教育共創機構においても効果的かつ効率的な運営を図っていく。
- 引き続き、教員養成系大学職員として必要な知識、資質等を習得させるため、教員養成系大学ならではの研修等の受講機会を増やし、大学運営の中核を担う人材の育成に繋げる。

(参考 1) 令和 3 年度の常勤職員数 253 人

また、任期付き職員数の見込みを 10 人とする。

(参考 2) 令和 3 年度の人件費総額見込み 2,774 百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 7 7 0
施設整備費補助金	6 6 1
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	0
自己収入	8 7 7
授業料、入学金及び検定料収入	8 4 5
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	3 2
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	9 7
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	7 4
出資金	0
計	4, 4 7 9
支出	
業務費	3, 7 2 1
教育研究経費	3, 7 2 1
診療経費	0
施設整備費	6 6 1
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	9 7
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	4, 4 7 9

[人件費の見積り]

期間中総額 2,774 百万円を支出する (退職手当は除く)。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	4, 6 0 2
業務費	4, 2 8 7
教育研究経費	1, 3 3 5
診療経費	0
受託研究費等	4 6
役員人件費	5 5
教員人件費	2, 2 4 2
職員人件費	6 0 9
一般管理費	2 5 1
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	6 3
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	4, 5 2 8
運営費交付金収益	2, 7 7 0
授業料収益	7 6 2
入学金収益	1 1 7
検定料収益	2 3
附属病院収益	0
受託研究等収益	4 6
補助金等収益	0
寄附金収益	5 4
施設費収益	6 6 1
財務収益	1
雑益	3 1
資産見返運営費交付金等戻入	4 4
資産見返補助金等戻入	1 4
資産見返寄附金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	▲ 7 4
目的積立金取崩益	7 4
総利益	0

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4, 7 7 9
業務活動による支出	3, 7 5 9
投資活動による支出	7 2 0
財務活動による支出	1
翌年度への繰越金	2 9 9
資金収入	4, 7 7 9
業務活動による収入	3, 7 4 4
運営費交付金による収入	2, 7 7 0
授業料、入学金及び検定料による収入	8 4 5
附属病院収入	0
受託研究等収入	4 6
補助金等収入	0
寄附金収入	5 1
その他の収入	3 2
投資活動による収入	6 6 1
施設費による収入	6 6 1
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3 7 4

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	<p>初等教育教員養成課程 752 人 （うち教員の養成に係る分野 752 人） 中等教育教員養成課程 428 人 （うち教員の養成に係る分野 428 人） 特別支援教育教員養成課程 200 人 （うち教員の養成に係る分野 200 人）</p>
教育学研究科	<p>特別支援教育専攻 3 人（R3 募集停止） （うち修士課程 3 人） 教科教育専攻 22 人（R3 募集停止） （うち修士課程 22 人） 高度教職実践専攻 84 人 （うち専門職学位課程 84 人）</p>
附属幼稚園	<p>160 人 学級数 5</p>
附属小学校	<p>760 人 学級数 24</p>
附属中学校	<p>480 人 学級数 12</p>
附属特別支援学校	<p>小学部 18 人 学級数 3 中学部 18 人 学級数 3 高等部 24 人 学級数 3</p>